

徳島県告示第七百二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和二年十一月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所	指 定
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	支援の種類	年 月 日
合同会社和美	阿波市阿波町小倉二〇五番地四	ぴっぴ	阿波市土成町水田堂ヶ池一五三番地一	児童発達支援 放課後等デイ サービス	令和二年十一月一日